

令和4年度 総務部 施策体系

■ 行財政改革の推進

- (1) 「山形県行財政改革推進プラン2021」の着実な推進

■ 県民視点に立った県政運営の推進

- (1) 行政のデジタル化の推進
- (2) 県民との対話の推進・積極的な情報発信

■ 健全で持続可能な財政基盤の確立

- (1) 県税収入の確保
- (2) 県有財産の総合的な管理運用

■ 県政運営を支える人材の育成

- (1) 職員研修の充実

■ 私学振興・高等教育の充実

- (1) 私立学校の振興
- (2) 高等教育の充実

令和4年度当初予算 主要事業等一覧

部局名：総務部

1 主要事業

(1) 行財政改革の推進

① 「山形県行財政改革推進プラン2021」の着実な推進

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	行政改革課	行政改革推進事業費	3,150		・ 「山形県行財政改革推進プラン2021」の推進等に関する第三者委員会の運営等

(2) 県民視点に立った県政運営の推進

① 行政のデジタル化の推進

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
2	行政改革課	行政デジタル化推進事業費	64,472		・ モバイルPCを使用し、柔軟な働き方を実現するフリーアドレスの実証や、単純・定型的な業務を自動化するRPA活用の継続及び拡大等

② 県民との対話の推進・積極的な情報発信

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
3	広報広聴推進課	県民との対話・交流推進事業費	1,451		・ 「知事と若者の地域創生ミーティング」、「知事のほのぼの訪問」などの広聴事業の実施
4	広報広聴推進課	県政広報関係事業	125,611		・ 県広報誌「県民のあゆみ」の発行 ・ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等を活用した広報
5	広報広聴推進課	戦略広報推進事業費	9,000		・ 情報発信力強化のためのPDCAサイクル構築 ・ 首都圏等での情報発信

(3) 健全で持続可能な財政基盤の確立

① 県税収入の確保

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
6	税政課	税務広報啓発事業費	1,563		・ 自動車税（種別割）の納期内納付の広報啓発 ・ やまがた緑環境税の広報啓発
7	税政課	税収確保対策費	1,158		・ 個人住民税等における市町村と一体となった徴収対策の推進 ・ 県・市町村徴収職員を対象とする実務研修会の開催や指導者養成研修への県職員の派遣
8	税政課	徴税管理運営費	77,932	拡充	・ 納税者の利便性を高め、自動車税（種別割）の納期内納付率や各種県税の徴収率の向上を推進するため、コンビニ収納やインターネットによるクレジット収納の実施 ・ 預貯金照会のデジタル化【新規】

②県有財産の総合的な管理運用

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
9	管財課	県有財産総合管理推進事業費	213		・ 県有建物の長寿命化に向けた施設情報システムの利用
10	管財課	県庁舎管理営繕費（うち県庁舎長寿命化対策工事）	32,739		・ 県庁舎の長寿命化対策工事の実施
11	管財課	総合支庁舎整備事業費	59,543		・ 総合支庁舎の長寿命化対策工事の実施

(4) 県政運営を支える人材の育成

①職員研修の充実

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
12	人事課	職員研修事業費	28,937		・ 職員の更なる資質向上に向け、管理監督職員や中堅職員のマネジメント能力向上のための研修等を拡充

(5) 私学振興・高等教育の充実

①私立学校の振興

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
13	学事文書課	私立学校一般補助金	3,418,591		・ 私立高校及び私立専修・各種学校の経常的経費に対する助成 ・ 私立高校等における特別支援教育支援員の配置に対する助成 ・ 私立高校等における学習指導員等の追加的人材の配置に対する助成
14	学事文書課	私立高等学校等就学支援金	2,424,868		・ 私立高校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に係る授業料に充てるための政府の高等学校等就学支援金の交付
15	学事文書課	私立高等学校等授業料軽減事業費補助金	593,685	拡充	・ 政府の高等学校等就学支援金への県単独による上乗せ補助金の交付 { ①世帯年収約590～910万円の世帯について上乗せ額を月額2,000円増額(就学支援金と合わせ月額20,000円→22,000円) ②世帯年収約910万円以上の多子世帯への交付(月額4,950円)【新規】 } ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減する「奨学のための給付金」の交付(住民税非課税世帯に係る給付額の増額(年額129,600円→134,600円(第1子)等))
16	学事文書課	私立専門学校教育費負担軽減事業費	139,422		・ 私立専門学校が行う授業料等減免に要する費用に対する交付金の交付

②高等教育の充実

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
17	学事文書課	山形県公立大学法人運営費交付金	628,452	拡充	・ 県立米沢栄養大学及び県立米沢女子短期大学を運営する山形県公立大学法人に対する運営費交付金(うち学寮の通信環境向上等【新規】)

令和4年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜令和4年度分＞

◆ 条例案件 2件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第46号	山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	育児休業等を行うことができる非常勤職員の範囲を拡大する等のためのもの
議第48号	山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、規定の整備を図るためのもの

◆ 条例以外の案件 3件

番 号	案 件 名	概 要
議第61号	包括外部監査契約の締結について	相手方：大嶋 雄生（西置賜郡小国町） 契約金額：10,887千円を上限とする額
議第62号	別記各市町村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について	協議のあった県内25市町村から行政不服審査会の事務を受託するため、規約を定めるもの
議第63号	別記各一部事務組合及び広域連合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について	協議のあった県内15一部事務組合及び広域連合から行政不服審査会の事務を受託するため、規約を定めるもの

令和4年2月定例会 議案説明会

＜総務部所管の2月補正予算の概要＞

〔一般会計〕

1 総括表

(単位：千円)

令和3年度現計予算	2月補正	2月補正後
169,051,564	18,443,893	187,495,457

2 主な内容

(1) 基金への積立て (主なもの)

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ① 財政調整基金積立金 | 8,074,847千円 |
| ② 県債管理基金積立金 | 5,023,958千円 |
| ③ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金積立金 | 2,452,000千円 |

(2) 事業実績等により増減額する事業 (主なもの)

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 県税過誤納還付金・同加算金 | △2,377,120千円 |
| ② 公債費 (利子) | △1,249,087千円 |
| ③ 各種税清算金・交付金 | 3,981,765千円 |

令和4年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜令和3年度分＞

◆ 条例案件 1件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第18号	山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の制定について	山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金の設置期間を延長するためのもの

◆ 条例以外の案件 なし

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 一略一	1 一略一
2 この条例は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和13年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 一略一</p> <p><u>第4章 部分休業（第32条―第35条）</u></p> <p>附則</p> <p>（育児休業をすることができない職員等）</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>（1）～（3） 一略一</p> <p>（4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>（イ） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>（ロ） その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>（ハ） 勤務日（勤務時間が割り振られた日をいう。第32条第2号ロにおいて同じ。）の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員</u></p> <p>ロ及びハ 一略一</p> <p>（部分休業をすることができない職員等）</p> <p>第32条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>（1） 一略一</p> <p>（2） <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。次条において同じ。）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 一略一</p> <p><u>第4章 部分休業（第32条―第35条）</u></p> <p><u>第5章 任命権者が講ずべき措置等（第36条・第37条）</u></p> <p>附則</p> <p>（育児休業をすることができない職員等）</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>（1）～（3） 一略一</p> <p>（4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員（削る）</p> <p><u>（イ） その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>（ロ） 勤務日（勤務時間が割り振られた日をいう。第32条第2号ロにおいて同じ。）の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員</u></p> <p>ロ及びハ 一略一</p> <p>（部分休業をすることができない職員等）</p> <p>第32条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>（1） 一略一</p> <p>（2） <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。次条において</u></p>

イ 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員

同じ。)

第5章 任命権者が講ずべき措置等
(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第36条 任命権者は、職員等が当該任命権者に対し、当該職員等又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員等に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員等の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員等が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員等が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第37条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員等に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(収集の制限)</p> <p>第5条 ー略ー</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) ー略ー</p> <p>(8) 国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立団体である地方独立行政法人を除く。第37条において同じ。）から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(9) ー略ー</p> <p>3 ー略ー</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第5条 ー略ー</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) ー略ー</p> <p>(8) 国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立団体である地方独立行政法人を除く。第37条において同じ。）から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(9) ー略ー</p> <p>3 ー略ー</p>